

平成31年2月19日

伊達市職員の懲戒処分等の公表について

伊達市では、次のとおり職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

1 被処分者の所属、職名、年齢、性別及び処分内容

	所属	職名	年齢	性別	処分内容
担当者	総務部	副主幹	60歳	男	戒告
管理監督者	総務部	総合支所長	58歳	男	戒告

2 事案の概要

平成30年11月29日付けで各報道機関あて公表していた「赤坂の里森林公園管理事業の繰越明許費補正」(別紙)について、工事発注の事務を遅延させたのは、担当職員の委託業者への指示内容が不十分であったこと、及び担当職員と管理監督者である検査職員が完了検査時の成果品の内容について十分な確認をしなかったことなど、不適正な業務執行と指導監督不足があったものであることから、上記のとおり処分を行った。

3 処分発令日

平成31年2月19日

4 上司の措置

文書訓告1名

平成 30 年 11 月 29 日

報道機関 各位

福島県伊達市
総務部 地域振興対策室
(保原総合支所担当分)

赤坂の里森林公園管理事業（保原総合支所）の繰越明許費補正について

平成 29 年 2 月 4 日、不審火による火災で伊達市保原町金原田地内にある「赤坂の里森林公園」の管理棟及び倉庫が全焼しました。（現在も火災原因は不明）

平成 29 年度に、公園整備方針の検討と管理棟及び倉庫の設計業務を行うため「赤坂の里森林公園整備方針等検討業務委託」を発注し、平成 30 年 3 月 30 日に成果品が納品され、同日、完了検査を実施し合格としました。

当初計画では平成 30 年 10 月に再築の工事を発注し翌 31 年 3 月の工事完成を予定していたため、これに合わせ、8 月末に契約準備のため工事担当部局（建設部）に設計図書の事前確認を依頼したところ、積算作業を行うための設計図書の不足と福島県設計積算システムにデータの変換が必要であることが指摘されました。

そのため至急、委託業者に内容を説明し、不足部分の設計図書の提出とデータの変換作業を依頼しましたが、作業に予想以上の時間を要したため、10 月末の提出となりました。

これは、担当職員が委託業務に関し指示内容が不十分であったこと、及び検査職員が完了時に内容確認を徹底しなかったことによるものであり、それにより工事発注の事務を遅延させたものと捉えています。

現在、工事発注に向けて準備作業を進めておりますが、今後、起工、入札を行い工事発注が平成 31 年 1 月の見込みとなり、必要な標準工期（最低 6 か月）が取れず、年度内完成が困難となってしまったため、今 12 月議会において繰越明許費補正を行い、工期を来年度まで遅らせるものです。

・繰越明許費補正額：赤坂の里森林公園管理事業 88,374 千円

なお、管理棟及び倉庫の完成は、平成 31 年夏頃までを見込んでいます。